

# 2015年度 中小企業進出支援委員会 活動目標



チェンナイ日本商工会

## 〔2014年度活動のポイント〕

- I. 当地進出参考情報の発信:「会社・工場設立フローチャート」等の公表(①)
- II. 州政府との意見交換:投資環境改善に向けた働きかけ(②)
- III. 日系企業のための「よろず相談所」活動:個別相談(企業訪問・相談含む)、情報収集及び情報発信(③～⑥)

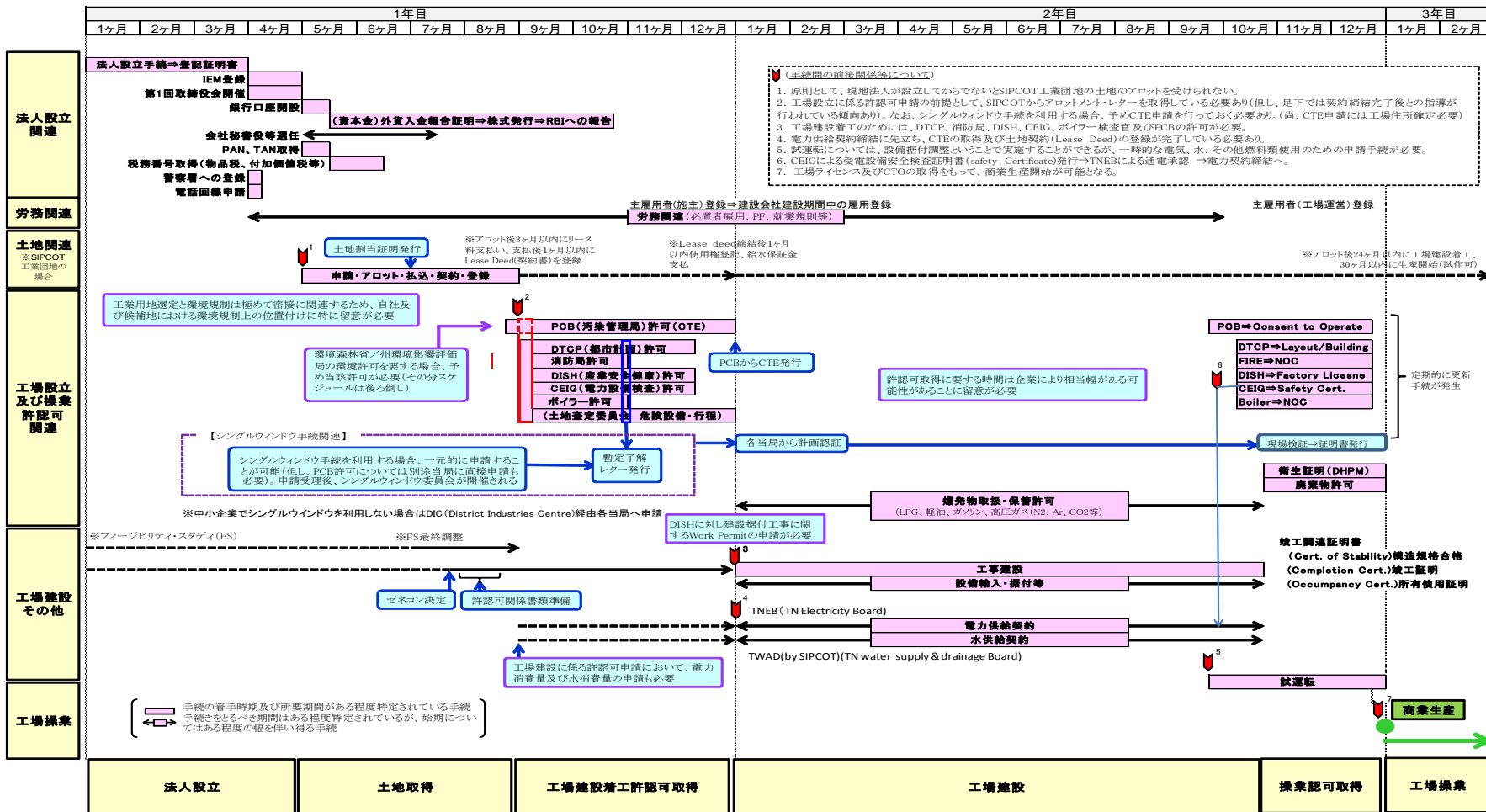
## ①進出参考情報の提供

本委員会は2015年2月、当地進出日系企業支援のため、委員会の各種活動を通じて把握した情報を踏まえつつ、日系企業がチェンナイで新たに工場を設立する場合に必要な一連の手続や、拠点設立を支援するサービスプロバイダー及び支援内容をまとめた以下の資料を公表。

- 会社・工場設立フローチャート
- 作業チェックリスト
- サービスプロバイダーリスト

# 〔会社・工場設立フローチャート〕

会社・工場設立フローチャート(タミル・ナドゥ州) (自動承認ルート業種、非公開会社形態、シングルウィンドウ利用を前提)



**【利用上の注意】**  
 ・本資料は、チェンナイで工場設立を検討している企業の参考となるよう、工場設立までに必要な手続、所要期間等の大まかイメージを示すことを目的として作成したものであって、所要期間等については企業の属性や置かれた状況等により相当の幅があり、本資料で示されている所要期間をもって必ずしも手続が完了することを意味するものではない。なお、所要期間に関しては、季節要因(雨季の到来等)等の原因によっても大きく変動し得ることも併せて留意が必要。  
 ・本資料で示されている行政手続は必ずしも網羅的ではなく、企業の属性や置かれた状況等によって、更に必要な行政手続が発生する可能性がある。  
 ・本資料では、原則として、各種手続等を行うための準備行為や事前調査等の期間については考慮していない。  
 ・本資料の著作権は、JETRO及びチェンナイ日本商工会中小企業進出支援委員会に帰属しますので、無断掲載はご遠慮ください。なお、本内容に関連して利用者が不利益を被る等の事態が生じたとしても、JETRO及びチェンナイ日本商工会中小企業進出支援委員会は一切の責任を負いかねますので、御了承下さい。

# 〔作業チェックリスト〕

## 作業チェックリスト①

手続フロー上の項目		チェックリスト上の項目	担当当局	想定所要期間	手続の趣旨及び内容	関連法規等	関連法規等リンク先		
大項目	小項目	細目							
法人設立関連	法人設立手続	合併契約の締結(JVA)	インド企業省会社登記局 ROC(Register of Companies)	企業次第	合併による進出の場合、法人設立に先立ち通例作成される契約。 JVA(Joint Venture Agreement) 会社登記局へ登録	新会社法(2013年制定) The Companies Act 2013 2014年4月1日以降順次施行 主な追加事項:居住取締役。 独立、女性取締役(特定規模 企業)。CSRの義務励行等	※1		
		基本定款の作成(MOA)		企業次第	インド会社法上作成が義務付けられている、会社の基本事項について MOA(Memorandum Of Association) 会社登記局へ登録⇒審査				
		付属定款の作成(AOA)		企業次第	インド会社法に基づき、会社運営の細則等について AOA(Article of Association) 会社登記局へ登録⇒審査				
		取締役認識番号 の取得(DIN)	インド企業省 Ministry of Corporate Affairs, (MCA 21)	10日間	インド企業省が各企業の取締役を識別するために付与する番号。 DIN(Director Identification Number)			Director Identification Number rule.2006	※2
		デジタル署名証明書 の取得(DSC)		10日間	オンライン申請が必要な書類に署名を付するために必要。 DSC(Digital signature Certification)			Companies Act 1956/2013	※1
		商号申請	インド企業省会社登記局 ROC(Registrar of Companies)	14日間	新規に設立する現地法人の商号について、当局から承認を得る手続。			商号候補を3パターン申請 商号種類で費用差あり。	※3
	法人登記申請	14日間		新たに現地法人を設立する手続。 <b>会社設立証明書(Certificate of Incorporation)</b> 取得⇒許認可取得時に頻りに提出を求められる。					
	IEM/産業 ライセンス申請 FC-IL Form	産業企業家賞書 (IEM)申請	インド商工省産業政策 促進局産業支援課(SIA) Secretary for Industrial Assistance under (DIPP) Department of Industrial Policy and Promotion, under Ministry of Industry	1日	制限品目等に対して産業ライセンスの取得が必要であるが、一般的な業種(製造 業)についてはIEM (Industrial Entrepreneurs Memorandum)を申請⇒登録。 申請書はFC-IL (Foreign collaboration and Industrial Licence)共通書式を使用。 設立時にPart-A、移動時にPart-Bを提出。 産業NIC No.(National Industrial classification)確認	産業ライセンス必要業種 ①タバコ②電子宇宙・防衛機器 ③爆発危険物④危険化学品 ⑤小規模企業保護業種	※4		
		産業ライセンス(注1)		数ヶ月	制限品目、制限業種等の産業においては当局より産業ライセンス取得が必要。				
	会社秘書役等 専任	会計監査人選任	特になし			Regulation on Audit & Account	※5		
		会社秘書役専任 (Company Secretary)	特になし		インド会社法によって常任の会社秘書役を雇用する義務あり。	Company Secretaries Act. 1980 会計・法律遵守管理	※6		
	銀行口座開設	銀行口座開設	金融機関	2週間	資本金入金をはじめ、当地での事業活動上必要な資金管理上必要。 入金証明書FIPR (Foreign Inward Remittance Certificate)を発行 海外から資金が入金されたときにインド準備銀行に報告するための手続。 FIRC (Foreign Inward Remittance Certificate)を銀行より入手⇒RBIへ報告	Exchange control Dep. FEMA(Foreign Exchange Management Act) BANK資格:Authorised Dealers Category-I/II/III	※7 (FEMA) ※8 (Authoriz ed Categories)		
	FIRC/FCGPR	海外資金入金報告(FIRC)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月内(義務)	株式が発行されたときにインド準備銀行に報告するための手続。 FCGPR (Foreign Collaboratiion General Permission Route)申請書⇒RBIへ報告				
		株式発行報告(FCGPR)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	1ヶ月内(義務)					
	会社税務登録	恒久税務番号取得(PAN)	インド財務省歳入局 所得税部 Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance	2週間	インドの税務当局が納税者を識別するための番号。インド所得税法に基づき取得 義務がある。日本への送金の場合、日本の親会社もPANを取得しておくことで、イ ンドからの源泉徴収率が10%となる。PAN(Permanent Account No.)	Central board of Dirext Taxes. Notifications	※9		
		源泉徴収税務番号(TAN)		2週間	TAN(Tax deducted and collction Account No.) 源泉徴収税務番号 送金相手先企業がPANを取得している場合送金金額の10%が源泉徴収される。	Income Tax Dep.	※10		
	間接税登録 (国税)	物品税登録(ED)	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	1ヶ月	物品税 ED(Excise Duty)を納入する製造業者等が必要な登録。	購入時Input ED/STと販売時の Output ED/STとは相殺可能。 但し、計上タイミング、処理期 間等に制限があるので注意 が必要。	※11		
		サービス税登録(ST)		1ヶ月	サービス税ST(Service Tax)を納入するサービス企業が必要な登録。「サービス」 の定義の確認が必要。「加工」であっても形状、性質が加工前後で変化しない場合 は「製造」ではなく、「サービス」と看做される例もある。				
		中央付加価値税 (CENVAT)		1ヶ月	「資本財及び材料」の輸入及び国内仕入にて支払った間接税(除く関税)は原則 その資本財及び材料を使用して製造した半製品、製品の売上の際販売先より入金 する間接税と相殺控除される。このメカニズムを提供する為の税務登録。				
	税務番号取得 (州及び地方税)	付加価値税登録(VAT)	州税務局	2週間	州内取引での付加価値税 VAT(Value Added Tax)	VATは基本売上で相殺される。 但し、例外商品、取引形態も あるので注意。	※12		
		職業税(PT)	地方行政局	1週間	PT(Professional Tax) 徴収されない州もある。Local Municipal Authorityへ登録	GSTは仕入側では相殺不可。			
		資産税(PT)		1週間	PT(Property Tax)				
		中央販売税登録(CST)	中央販売税当局	1週間	州越取引の税金 CST(Central Sales Tax)、Central Sles Tax Authorityへ登録				



## ②州政府当局との意見交換

日系企業進出に関わる以下当局にアクセス、協議を実施。

- ・TNPCB (2014年7月、12月。その後担当者をセミナー講師として招聘)
- ・ガイダンス・ビューロー (2014年度で合計7回訪問)
- ・TANGEDCO/TANTRANSCO (2014年12月、2015年2月。電力委員会と連携)
- ・SIPCOT (2014年5月)

(注1) TNPCB: TN州内での大気、水等の環境規制の執行(例: 製造業の環境規制適合性の審査)等を担当する行政機関。

(注2) ガイダンス・ビューロー: TN州への投資誘致や、工場設立に必要な複数の許認可手続を一元的に申請できるサービス(シングル・ウィンドウ手続)等を担当する、工業省傘下の機関。

(注3) TANGEDCO: TN州内での発電・配電を担当する公社(親会社TNEB)。

(注4) TANTRANSCO: TN州内での送電を担当する公社(親会社TNEB)。

(注5) SIPCOT: 工業団地の開発・管理等を行なっている工業省傘下の公社。



日系企業が直面しやすい課題に関係する当局から直接情報収集を行ったり、課題解決のための働きかけを行うためのチャンネルを構築。これを通じて個別案件の解決に至った事例も。

### ③ 進出日系企業への訪問(出張相談含む)

4社の日系企業(2014年5月:1社、2014年10月:1社、2014年12月:1社、2015年2月:1社)を訪問。



**中堅・中小規模での進出企業を中心に、事業推進上の課題を吸上げ。**

### ④ 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」への参画

経済産業省・中小企業庁において、官民支援機関(チェンナイ総領事館、JICA、ジェトロ)が連携して、日系中小企業を現地でワンストップ支援する施策を推進。本委員会もプラットフォームの構成機関として参画(例:個別企業の進出・課題解決に向けたアドバイスの実施など)



**本委員会の各種活動を通じて、中小企業の個別支援を展開。**



## ⑤ ジェットロ(BSCチェンナイ)主催のセミナーでの情報発信

- ・本委員会委員がセミナーで講演、当地での事業展開に関する情報(制度・税制、経済・金融、労務)を発信(三菱東京UFJ銀行、KPMG、CCI、PwC、PASONA)。
- ・「会社・工場設立フローチャート」等に基づく、当地における一連の工場設立手続について解説(講師:守岡前委員長)。
- ・州政府当局をセミナー講師として招き、当局からの説明聴取、意見交換を実施(TNPCB(環境規制・手続))。



事業推進上の基礎知識、最新動向、留意事項等をわかりやすく情報発信。進出日系企業と当局のコネクション構築にも寄与。

## ⑥ 建議書関連活動

本委員会の活動で構築した州政府各機関との意見交換等の枠組の中で対応することとし、2014年度に関しては本委員会単独での建議書の提出は行わず、本委員会で認識した問題点について、工業団地委員会の建議書に盛り込んでもらうよう働きかけた。

# 2015年度活動目標

## (1) 目標:進出日系企業の為の「よろず相談所」機能の拡充

- ①「会社・工場設立フローチャート」等の充実:労務関連の情報を新たに追加し、より有益なものにする ⇒ 今後もブラッシュアップを続ける。
- ②「販売会社設立フローチャート」の新規作成
- ③日系企業の訪問による現場情報の収集と解決支援
- ④ジェトロ(BSCチェンナイ)において、許認可に関連する公的機関(TNEB、TNPCBなど)によるセミナー並びに経験豊かな企業人による講演を実施
- ⑤JCCIC他委員会・連絡会との連携の強化
- ⑥関連州政府当局(TNPCB/DTCP/DISH/GB)を定期的に訪問し、最新の情報収集に努めるとともに、日系企業が抱える問題点についての解決支援要請を強く行い、企業を全面的に支援。

- ⑦ TNPCBのCTEの承認がGBのSingle Window と別立てになっており、時間がかかっていることから、TNIPP(Tamil Nadu Investment Promotion Program)における改善案件として取組んでもらえるよう、関係機関に働きかける。
- ⑧ 委員会メンバーのレベルアップ／定例会の充実と自主性を向上する。

## (2) 建議書関連活動

本委員会が構築した当局とのチャネル(今年度はTNPCBへのアクセス頻度を増やしつつ、チャネル拡大(工場安全局(DISH)等)を通じて、個別に投資環境改善・課題解決に向けた取り組みを進めることとし、本委員会としての建議書は作成しないが、他委員会と問題が共有する場合は、他委員会の建議書作成に積極的に協力する。

# 三木会の皆様へ

- 本委員会では、中小規模で当地に進出されている方々をはじめ、会員企業の皆様の積極的な御相談・御参加をお待ちしています。本委員会には当地で生産活動を展開するメーカーの方々や各種サービスプロバイダーが委員として参加しており、お寄せ頂いた相談に対し、委員会からアドバイスをさせていただきます。

## 〔御相談等のコンタクト先〕

- ・春名利紀(委員長／ジェトロBSCチェンナイ)  
E-mail: [Toshinori\\_Haruna@jetro.go.jp](mailto:Toshinori_Haruna@jetro.go.jp) 携帯電話: +91-9176658407
- ・川島理生司(副委員長／インディア・ヤマハ・モーター)  
E-mail: [Rkawashima@yamaha-motor-india.com](mailto:Rkawashima@yamaha-motor-india.com) 携帯電話: +91-9999033982
- ・高橋裕(副委員長／AESインディア)  
E-mail: [yutaka-takahashi@aesjp.com](mailto:yutaka-takahashi@aesjp.com) 携帯電話: +91-9962025959

- 本委員会では、2015年度活動目標にある通り、会員企業への訪問を更に積極的に行い、会員企業が直面している事業推進上の課題等についてヒアリングをさせて頂く予定です。本委員会の活動にご協力を頂きますよう、お願い致します。